

国立大学法人滋賀医科大学における内部統制システムに関する規程

平成27年3月26日制定
令和4年5月13日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における内部統制システムに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 内部統制システムを整備し、役員（監事を除く。）の職務の執行が、国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制を確立し、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性を確保するため、業務を有効・効率的かつ適正に運営することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「役職員」とは、本学の役員及び教職員（非常勤である者を含む。以下「役職員」という。）をいう。
- (2)「部局」とは、医学部各学科、医学部附属病院、附属図書館、保健管理センター、学内各教育研究施設及び事務局（国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程（平成16年4月1日制定）第18条第1項の規定により置かれる課・室及び同規程第19条第1項の規定により置かれる室等）をいう。

(内部統制システム最高管理責任者)

第4条 本学に、内部統制システム最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、内部統制システムを整備し、その最終責任を負うものとする。

(内部統制システム統括管理責任者)

第5条 本学に、内部統制システム統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、学長が指名する理事又は事務局長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学における内部統制システムの推進及び実施について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

(内部統制システム推進責任者)

第6条 本学に、内部統制システム推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、各部局の長をもって充てる。

2 推進責任者は、各部局における内部統制システムを推進する。

(内部統制システムの推進部署)

第7条 最高管理責任者は、内部統制システムを推進するため、総務企画課を推進部署とし、必要な業務を行わせるものとする。

(内部統制委員会)

第8条 最高管理責任者は、内部統制システムに係る重要事項を審議するため、滋賀医科大学内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) モニタリングに関する事項
- (2) 内部統制システムの検証及び改善に関する事項
- (3) 情報システムの改変に関する事項
- (4) 内部統制システムの研修の実施に関する事項
- (4) その他内部統制システムに関する事項

(組織)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) 理事又は事務局長（前号に掲げる者を除く。）
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 前項第4号の委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第11条 委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、統括管理責任者が、議長を代行する。

(議事)

第12条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、審議内容を踏まえて議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第13条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(モニタリング)

第14条 統括管理責任者又は推進部署の職員は、必要に応じて、国立大学法人

滋賀医科大学内部監査実施規程（平成16年10月27日制定）に定める内部監査のほか、本学において実施する各種監査（以下「学内監査」という。）に同行し、内部統制システムのモニタリングを行うものとする。

- 2 学内監査の実施責任者は、学内監査の監査結果を定期的に統括管理責任者へ報告するものとする。

（内部統制システムの実施状況の報告等）

第15条 推進責任者は、内部統制システムの実施状況について検証するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告するものとする。

- 2 統括管理責任者は、前項の報告及び前条第1項のモニタリングに係る監査報告並びに同条第2項の学内監査の監査結果報告を委員会に行うものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の報告の結果必要と認めるときは、委員会の議を経て、統括管理責任者に改善を命ずるものとする。
- 4 統括管理責任者は、前項の改善を命じられたときは、速やかに、自ら又は推進責任者に命じ、改善の措置を講じるとともに、その内容及び結果について、最高管理責任者及び委員会に報告するものとする。

（研修）

第16条 統括管理責任者は、役職員に対する研修を充実するため、必要な措置を講ずるものとする。

（面談）

第17条 統括管理責任者は、必要に応じて、役職員との面談を実施し、内部統制システムの実施状況の確認に努めるものとする。

（体制の整備）

第18条 最高管理責任者は、内部統制システムの円滑な運営を図るため、内部統制に係る情報の伝達が確実に行われるよう、情報システムの整備に努めるものとする。

- 2 最高管理責任者は、内部統制システムに関する取組について、不断の見直しを行うものとする。

（雑則）

第19条 この規定に定めるもののほか、内部統制システムの実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、平成29年2月1日から適用する。

附 則
この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和4年5月13日から施行する。